

第3節 まち、市民と協働し、愛される『事業所』

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会活動は、様々な環境汚染源を発生させ、廃棄物処理に伴う様々な社会問題を引き起こし、地球規模での環境問題にも密接に関係しています。

こうした現状から持続可能な循環型社会の構築を目指すためには、市民・家庭や地域・学校、事業所、行政が協働して、連携を図っていかねばなりません。

特に環境に対する意識が高くなっている現在、事業所の社会的責任は一層重要になっています。事業所については、法令順守はもちろん、地域住民と協働して、地域の発展のために積極的な環境保全活動に努め、地域から愛される事業所となるため、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

【基本的施策】

1. 自然環境・景観への配慮と緑化推進



事業所は、自然環境・景観に配慮した事業活動を通じて地域貢献につなげていくとともに、事業所内外の緑化に努め、快適な街づくりに協力します。また、地域に愛される事業所を目指すために、周辺環境に配慮した景観保全に努めるとともに、地域と協働して緑地の保全・緑化の推進に努めます。

- 新たな事業所を開設するときには、緑地の確保に努めます。
- 既存事業所内の緑地の管理をこまめに行い、市民が癒される景観保全に努めます。
- 周辺環境と調和した建築物や構築物の建設に努めます。
- 緑地を創出することで地域住民へ安らぎと潤いを提供するとともに、防災、良好な景観形成などの機能も創出し、地域貢献に寄与します。

2. 大気・水・騒音・悪臭などの公害防止



大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、快適な生活環境に影響を与える環境負荷の原因となり得ます。事業所に対する環境意識は以前にも増して求められており、法令順守はもとより、環境保全を事業所の社会的責任と位置付け、環境配慮を図る必要があります。

- 関係法令を遵守するとともに、自主的な環境負荷の低減に努めます。
- ばい煙の排出基準等を遵守するとともに、粉じんの発生抑制に努めます。
- エコドライブを推進するとともに、公共交通機関の利用促進や低公害車の購入に努めます。
- 水質汚濁防止法による排水基準を遵守するとともに、規制対象外事業者も汚濁負荷量の低減に努めます。
- 事業所内での水の有効利用や再利用に努めます。
- P R T R法を遵守し、事業活動に伴う化学物質の移動・排出量を把握し、届け出ること、適正な管理体制の構築・運用、環境コミュニケーションに努めます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型機械を使用し、作業時間にも配慮して、騒音・振動の発生防止に努めます。
- 発生源となりうる事業所の社会的責任として、自主的な測定による状況把握と適正な管理体制の構築・運用、環境コミュニケーションに努めます。

3. 廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理



持続可能な循環型社会を構築するため、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた製品の開発・製造を行い、3 R (Reduce, Reuse, Recycle) の推進や循環資源の利用促進を図ります。また、地域等と連携を図り、ごみのない地域づくりや不法投棄・野焼きなどが発生しにくい地域環境の創出に協力します。

- 製品の開発・製造・流通の各過程での3 Rに向けた取組に努めます。
- 産業廃棄物の再生利用を促進するため、岡山県の「循環資源マッチングシステム」を有効に活用します。
- 違法な野焼きや廃棄物の不法投棄をしません。
- 廃棄物処理については法令を遵守し、自らの責任において適正に処理します。
- 地域の美化活動等に積極的に参加し、不法投棄が発生しにくい地域環境の創出に努めます。
- 人口が増えることで都市化が進む中、住宅用地の開発や分譲において、開発業者等は家庭ごみの適切な処理ができるよう地元町内会などとの十分な事前協議に努めます。

4. 食品ロスの削減推進



現在の日本の食料の大半は輸入に頼っていますが、その反面、食べられる食品を大量に廃棄しており、食品ロスの約半分は食品関連事業所から発生しています。そのため、環境負荷の低減と3Rの推進を目指し、「もったいない」の普及啓発と、こうした食品ロスの削減、食品の有効利用に努めます。

- 商慣習の見直しによる納品期限の緩和等への協力や売れ残りを減らす販売方法の工夫に努めます。
- 安全に食べられるのに包装破損や過剰在庫等で発生した製品などを福祉施設等へ無料提供する『フードバンク活動』に協力します。
- 消費者が食品ロスに対する認識を一層高め、消費活動を改善するよう啓発活動に努めます。
- 飲食店は、『おかやま3010運動』に賛同し、宴会などの食べ残し削減を利用客にPRし実践してもらうよう努めます。

5. クールチョイスの推進



地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量が多い事業所については、排出削減を推進するため、市民や地域、行政と協働して地球環境保全や温暖化防止行動に取り組み、低炭素型のまちづくりに努めます。

- クールチョイスへの賛同登録を積極的に行い、省エネ・低炭素の実践に努めます。
- 省エネ・低炭素型設備・機器の導入・更新に努めます。
- ESCO事業の導入を検討します。
- 業務活動におけるエコドライブに努めます。
- 照明機器のLED化に努めます。

6. 環境を学ぶ



地域の良好な環境を将来にわたって保全し、持続可能な社会を構築していくために、事業活動に伴う環境負荷の低減を促進する必要があります。そのために、環境に対する意識の向上を図るとともに、学校や地域と協働して環境教育の機会を設け人材育成に努めます。

- 従業員が自社の事業活動と環境との関係を十分理解することで、事業活動での環境配慮及び保全活動が促進されるよう、職場での環境学習・環境教育を充実させます。
- 事業所が自社の特性を活かして、地域・学校での環境教育の講師として貢献できるよう、各種研修会等への従業員の参加を促進し人材育成に努めます。
- 地域・行政と協働・連携を図りながら、環境保全活動を推進していきます。
- エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得を検討します。